

カンボジア王国
意匠規則
意匠登録手続に関する規則
工業科学技術革新省
プノンペン，2021年3月2日公布

目次

第1節 総則

規則1

規則2

規則3

規則4

規則5

規則6

第2節 意匠登録手続

規則7

規則8

規則9

規則10

規則11

規則12

規則13

規則14

規則15

規則16

規則17

規則18

規則19

規則20

規則21

規則22

規則23

規則24

規則25

規則26

規則27

規則28

規則29

規則30

規則31
規則32
規則33

第3節 最終規定
規則34
規則35

第1節 総則

規則1

本規則は、特許、実用新案及び意匠法並びに意匠の国際登録に関するハーグ協定に従って、次に掲げる事項のために、カンボジア王国において見いだされ、創作され、保護のために登録された意匠の保護を規定するものである。

- ・新たな意匠の革新を奨励すること
- ・国内及び国外の商取引及び投資の増大を刺激し、促進すること
- ・産業活動及び経済発展を促進するために、カンボジア王国への技術移転を促進すること
- ・意匠権を保護し、その侵害及び違法な商慣行の阻止に努めること

規則2

本規則の目的は、次のとおりである。

- ・意匠の登録及び更新の手続を定めること
- ・意匠登録出願の拒絶及び優先権の宣言の方式を定めること
- ・意匠登録出願の審査適格性を定めること
- ・紛争の審理及び解決の手続を定めること

規則3

本規則の範囲は、自然人又は法人の何れかである新規意匠の創作者に及び、創作者に対してその登録意匠を実施する権利及びカンボジア王国において登録されている意匠を侵害する者に対して訴訟を提起する権利を付与する。

規則4

本規則は、特許、実用新案及び意匠法第130条に基づく特許、実用新案及び意匠法の施行規則として、引用することができる。

規則5

登録部は、意匠創作者の知的所有権を保護するために、法律に従って意匠出願を登録し、審査しなければならない。

規則6

本規則では、以下に掲げる用語を次のように定義するものとする。

- ・法律とは、2003年1月22日付け勅令NS/RKM/0103/005により公布された、特許、実用新案及び意匠法をいう。
- ・大臣とは、工業科学技術革新省の大臣をいう。
- ・登録官とは、産業財産権の部門の長官をいう。
- ・登録部とは、産業財産権の部門をいう。
- ・パリ条約とは、工業所有権の保護に関して1883年3月20日にパリにおいて署名され、かつ、その後改正された条約をいう。
- ・先の出願とは、先にされた出願又は先に登録された出願をいう。

第2節 意匠登録手続

規則7

登録官は、1968年10月8日のロカルノ協定に基づいて採択され、その後の版において更新された国際意匠分類を、意匠の登録及び公告並びに分類された調査ファイルの維持に関するすべての目的のために適用するものとする。

規則8

意匠登録の出願書類には、次に掲げるものを添付しなければならない。

1. 法律第95条の規定に従い、意匠登録の出願書類は、願書、意匠を具体化する物品の図面、写真又は他の適切な図形表示及び意匠が使用される製品の種類の指定を含み、登録部に提出する。ただし、出願手数料を納付することを条件とする。
2. 意匠登録願は、本規則の付属書類Aに添付された様式第1IDにより、作成しなければならない。
3. 願書には、各出願人の名称、宛先、国籍及び居所を記載し、各出願人が署名しなければならない。
4. 出願人が創作者である場合、願書には、その旨の陳述を含んでいなければならない。出願人が創作者でない場合、願書には、各創作者の名称及び宛先を記載し、かつ、意匠登録を受ける出願人の権原を正当とする陳述書を添付しなければならない。
5. 出願人が代理人によって代理される場合には、願書には、代理人の名称及び宛先も記載しなければならない。
6. 出願人は、書面により、出願に含まれる1又は複数の意匠の公告を繰り延べる請求をすることができるものとし、請求する繰り延べ期間を示さなければならない。

規則9

図面、写真及び写実的表現の数及び大きさは、次のとおりとする。

1. 出願書類には、次に掲げるものを添付しなければならない。
 - (a) 意匠が2次元である場合には、4の図面、写真、写実的表現又は図形表示、又は
 - (b) 意匠が3次元である場合には、意匠の異なる面の少なくとも6面のそれぞれの4の図面、写真又は図形表示、及び
 - (c) 17センチメートル×26センチメートルを超えない寸法の、1又は複数の印刷
2. ひな形の大きさは、15センチメートル×15センチメートル×15センチメートルを超えてはならない。意匠の図面、写真又は図形表示は、10センチメートル×15センチメートルを超えてはならない。当該表示、図面又は写図は、A4サイズの厚紙4枚に貼付しなければならない。図面及び写図は、黒色インクにより作成しなければならない。

規則10

部分意匠の登録出願については、全体意匠の名称を明確に記載しなければならない。保護を受けようとする部分意匠の名称のみであってはならない。部分意匠の図面又は写真は、保護を求める部分を線又は着色した線により強調し、保護を求めない部分を破線により強調しなければならない。図面又は写真の大きさについては、規則9を参照のこと。

規則11

書類及び翻訳文の言語は、次のとおりに実行しなければならない。

1. 出願書類及び出願書類の一部を構成する書類又は法律，本規則及びそれらに関連する規則に従って登録部若しくは登録官に提出する書類は，クメール語としなければならない。
2. 調査及び審査のために，(1)に記載する出願書類及び書類は，クメール語又は英語以外の言語の場合は英語に翻訳し，出願日から6月以内に登録官に提出しなければならない。
3. 判決，保護及び法執行のために，クメール語以外の言語により作成された出願書類及び書類は，クメール語に翻訳し，出願日から6月以内に登録官に提出しなければならない。

規則12

名称，国籍，宛先及び居所は，次のとおりに記載しなければならない。

1. 自然人の名称は，その者の姓名，国籍及び宛先により記載しなければならない。法人の名称は，その完全な正式名称により記載しなければならない。
2. 国籍は，その者が国民である国の名称により記載しなければならない。法人は，法律に基づいて設立された国の名称及びその登録事務所を記載しなければならない。
3. 宛先は，記載された宛先への迅速な郵便配達のための慣習上の要件を満たすように記載しなければならない。如何なる場合においても，関連するすべての行政単位(家屋番号があれば，それを含む)を含まなければならない。宛先には，電話番号，ファクシミリ番号及び電子メールアドレスも記載しなければならない。
4. 居所は，その者が居住者である国の名称により記載しなければならない。
5. 意匠登録についてのすべての出願人は，その出願のために，カンボジア王国における連絡宛先を登録官に提供しなければならない。

規則13

名称，国籍及び宛先の変更は，次のとおりにしなければならない。

1. 意匠所有者又は意匠登録出願人が，意匠又は自己の登録出願において登録されている名称，国籍，宛先又は連絡宛先を変更するためには，書面により請求しなければならない。
2. 登録官は，名称又は国籍の変更の請求に基づいて手続する前に，登録官が適切とみなす変更の証拠を要求することができる。
3. 登録官は，当該請求が適切であると判断した場合には，意匠又は意匠登録出願に関する変更を進めることができる。名称，国籍又は宛先の変更が登録されている場合には，登録簿は，当該変更を適切に登録しなければならない。

規則14

署名は，次のとおりにしなければならない。

1. パートナーシップのために又はパートナーシップを代表して署名したとされる書類は，すべての会社及びパートナーの完全名称を含むものとし，すべてのパートナーが署名し，署名する資格を有するパートナーがパートナーシップを代表して署名する旨を記載して署名し，又は当該書類に署名する権原を有することを登録官に確信させる他の者が署名しなければならない。営利団体のために又は営利団体を代表して署名したとされる書類は，当該営利

団体の取締役、秘書役若しくは他の主要役職員又は当該書類に署名する権原を有することを登録官に確信させる他の者が署名し、かつ、当該営利団体の印を押さなければならない。協会のために又は協会を代表してある者が署名したとされる書類は、正当に権原を有することを登録官に確信させる者が署名することができる。

2. 登録官は、必要と認めるときは常に、署名する権原の証拠を要求することができる。

規則15

法律第100条に従う意匠登録出願の優先権は、次のとおりに宣言しなければならない。

1. 法律第27条に記載する優先権の宣言は、意匠登録出願の際に行い、次に掲げる事項を示さなければならない。

(a) 先の出願の出願日

(b) (2)に従うことを条件として、先の出願の番号

(c) (3)に従うことを条件として、先の出願に割り当てられた意匠の国際分類

(d) 先の出願がされた国又は先の出願が広域出願若しくは国際出願である場合には、当該先の出願がされた国若しくは複数の国

(e) 先の出願が広域出願又は国際出願である場合には、当該先の出願がされた事務局

2. (1)に記載する宣言の提出の際に先の出願の番号が判明していない場合には、当該番号は、当該出願の出願日から3月以内に登録部に提供しなければならない。

3. (1)に記載する宣言の提出の際に、意匠の国際分類が先の出願に割り当てられていない場合又はまだ割り当てられていなかった場合には、出願人は、その事実を宣言に記載し、意匠の国際分類が割り当てられた後直ちに当該国際分類を通知しなければならない。

4. 出願人は、意匠の登録前はいつでも、(1)に記載する宣言の内容を補正することができる。

5. 法律第28条に記載する、先の出願の認証謄本の提出期間は、出願日から3月とする。先の出願の認証謄本が既に他の出願のために提出されている場合には、出願人は、当該他の出願に言及することにより応答することができる。

6. 先の出願がクメール語以外の言語によるものである場合には、出願人は、登録官からの要求の日から6月以内に、先の出願のクメール語による翻訳文を提出しなければならない。

7. 登録官が別段の要求をしない限り、出願人は、先の出願の写し1通及び当該出願の翻訳文の写し1通を提出しなければならない。

規則16

出願の取下げ及び補正は、次のとおりにしなければならない。

1. 出願の取下げは、各出願人又は代理人が署名し、かつ、登録官に提出した宣言書によってしなければならない。

2. 出願に関する手数料は、出願が取り下げられた場合には、返還されない。

3. 出願書類は、書面により補正しなければならない。

4. 取り下げられ、放棄され又は拒絶された意匠出願については、該当する場合、パリ条約第4条(c)(4)の規定を適用する。

規則17

出願の番号付け及び表示は、次のとおりにしなければならない。

1. 登録官は、出願を受領したときは、出願の各書類に実際の受領日及び出願番号を表示し、出願番号は、文字「KH」、スラッシュ「/」、文字「ID」、スラッシュ「/」、出願を受領した年の4桁の番号、スラッシュ「/」及び年ごとに出願を受領する順序により割り当てられた5桁の番号からなるものとする。補正書又は後に提出された他の書類が異なる日に受領された場合には、登録官は、意匠登録願の適切な場所にそれらの実際の受領日も表示しなければならない。
2. (1)に基づいて割り当てられた出願番号は、出願に関する、その後のすべての通信において示さなければならない。

規則18

規則17に記載する規則に従った後、登録官は、さらに、次に掲げる事項を実施しなければならない。

1. 登録官は、出願が法律第95条の要件を満たしているか否かを審査しなければならない。
2. 法律第101条第2段落及び第34条に基づく補正の求めは、書面により行い、必要な補正を明示し、かつ、当該求めの日から2月以内に当該補正を提出することを要求する。
3. 登録官は、出願日を付与した後、書面により出願人に通知しなければならない。法律第101条及び第34条に基づき、出願がされなかったものとして取り扱われる場合には、登録官は、書面により理由を明示して出願人に通知しなければならない。
4. 登録官は、法律第89条、第90条、第93条、第95条及び第96条並びにそれらに関連する規則に定める条件が満たされていないと認める場合には、出願人に対し、書面により、所定の手数料を納付して、要求の日から2月以内に補正をするよう要求する。出願人が不備を補正するための求めに応じない場合又は出願人が補正書を提出したにも拘らず登録官が当該条件を満たしていないと考える場合には、登録官は、出願を拒絶し、書面により理由を記載して出願人に通知しなければならない。
5. 出願の拒絶は、その出願日に影響を及ぼすものではなく、当該出願日は、有効とする。
6. 登録官は、出願人に対し、書面により、出願を許可する旨又は拒絶する旨の決定を通知し、出願を許可する旨の決定の場合には、出願人に対し、当該通知の日から1月以内に登録料を納付するよう要求する。

第1段落に記載する登録料の納付に遅延がある場合には、出願人又は代理人は、書面により、遅延の理由を登録官に提出しなければならない。登録料の納付の遅延は、最長3月を超えてはならない。

規則19

意匠は、次のとおりに登録しなければならない。

1. 規則15(6)に規定する期間内に登録料が納付されることを条件として、登録官は、法律第103条及び本規則に従って、意匠を登録しなければならない。
2. 登録官は、各意匠に対し、登録の順序により番号を割り当てなければならない。
3. 意匠の登録には、意匠の表示を含めるものとし、また、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (a) 出願人の名称及び宛先
 - (b) 意匠の名称
 - (c) 先の出願がされた国から優先権が主張され、かつ、当該主張が受理された場合には、優先日
 - (d) 意匠が使用される製品の種類
4. 法律第103条に基づく意匠登録への言及の公告は、(3)に規定する事項を含むものとする。

規則20

意匠登録の更新は、次のとおりにしなければならない。

1. 法律第109条に基づく意匠登録の更新は、登録所有者又はその代理人が、登録の有効期間満了前の6月の期間内にすることができる。
2. 更新は、(1)に規定する期間内に更新手数料を納付して又は法律第109条に基づいて認められる6月の猶予期間内に所定の割増手数料を納付してしなければならない。
3. 意匠登録の更新は、登録し、公告される。
4. 登録官は、登録所有者に対し、次に掲げる事項を含む更新証明書を発行する。
 - (a) 意匠の登録番号
 - (b) 更新日及び有効期間満了日
 - (c) 登録所有者の名称及び宛先、及び
 - (d) 意匠が登録されている指定製品の種類

規則21

意匠の所有権の変更及びライセンス契約は、次のとおりにしなければならない。

1. 法律第114条に基づく、登録意匠又はその出願の所有権の変更を登録するための請求は、所定の様式により登録官に対してしなければならない。
2. 所有権の変更の公告には、次に掲げるものを明示しなければならない。
 - (a) 関係する登録意匠の名称
 - (b) 出願日、優先日(ある場合)及び登録日
 - (c) 所有者及び新所有者、及び
 - (d) 所有権の変更の内容
3. 法律第115条に基づいて登録のために提出するライセンス契約は、所定の手数料の納付を条件とする。

規則22

代理人については、次のとおりに実行しなければならない。

1. 法律第116条に基づく代理人は、委任状により選任しなければならないが、当該委任状には、出願人又は出願人が2人以上いる場合は各出願人が署名しなければならない。代理人の宛先は、法律及び本規則に関連するすべての目的のために、代理人を選任した者への通信が送達される宛先として取り扱われる。
2. (1)に記載する委任状は、出願書類に添付し又は出願日から2月以内に提出しなければならない。

3. 委任状による選任が(2)及び法律第116条に従ってされない場合には、代理人が取った手続上の措置は、出願書類の提出以外はなかったものとみなす。
4. (1)に規定する出願人を代理する代理人に関する要件は、工業科学技術革新省が別の規定により定めるものとする。

規則23

措置をするための又は手続を取るための最終日が、所轄官庁及び登録部が業務のために公衆に開放されない日に当たる場合には、当局が次に業務のために開放される日に措置をすること又は手続を取ることは適法であるものとする。

規則24

情報の抄本の作成及び誤記の訂正は、次のとおりにしなければならない。

1. 登録簿の抄本の認証謄本又は書類の写しは、書面により登録官に請求しなければならない。
2. 法律第120条に基づく誤記の訂正は、登録官が適切と認める条件に従い書面による請求を登録官が受領することにより又は登録官自身の発意により、することができる。なされた訂正は、書面により、すべての利害関係人に伝達し、必要とみなす場合は、登録官により公告される。

規則25

聴聞は、次のとおりに実施する。

1. 登録官は、法律又は本規則により登録官に与えられた裁量権を行使して、ある者に対して不利な措置を取る前に、書面により、当該者に対して聴聞を受ける機会を通知するものとし、聴聞の請求を提出するための1月以上の期限を示す。
2. 聴聞の請求は、書面によるものとする。
3. 登録官は、当該請求を受けた場合には、請求人及び他の利害関係人に対し、聴聞の少なくとも2週間前に、書面により、聴聞の日時を通知するものとする。

規則26

郵便による送達は、次のとおりとする。

1. 郵便又は他の手段により登録官に送付された通知書、出願書類又は他の書類は、郵便又は他の手段における通常の過程により配達される時点で、提示され、提供され、作成され、又は提出されたものとみなす。当該送付を証明するに当たっては、当該通知書、出願書類又は他の書類を含む書簡が、適切な宛先で書留郵便により送付されたことを証明すれば足りる。
2. (1)については、出願日の認定には適用されない。

規則27

証拠は、次のとおりに提出しなければならない。

1. 本規則に基づいて証拠を提出することができる場合には、当該証拠は制定法上の宣言又は宣誓供述書によるものとする。

2. 登録官は、適切とみなす場合には、如何なる事件についても、当該証拠に代えて又は当該証拠に加えて口頭による証拠を採用することができ、また、証人が宣誓供述書又は宣言に関して反対尋問を受けることを認めなければならない。

規則28

制定法上の宣言は、次のとおりに作成しなければならない。

1. 法律又は本規則に基づいて提出する制定法上の宣言又は宣誓供述書は、カンボジア王国の何れかの地域において法律により法的手続のために宣誓させる権限を与えられた職員の面前で作成しなければならない。
2. カンボジア王国外で作成する制定法上の宣言又は宣誓供述書は、当該国のカンボジア王国領事館の職員又はカンボジア王国大使館の職員の面前で作成しなければならない。

規則29

意匠の詳細及び法律に基づく他の手続並びに法律又は本規則及び規則に基づいて公告することが求められる他の情報は、登録官の指示に従って公報に公告しなければならない。

規則30

本規則に基づいて意匠登録のために納付する手数料は、経済財務省と工業科学技術革新省との省庁間宣言において定めなければならない。

規則31

産業財産権の部門は、意匠登録制度に関する紛争を解決するための仕組みを確立する権原を有するものとする。

規則32

産業財産権の部門は、産業財産権の保護を促進し、かつ、意匠登録制度を発展させるため国内機関、国際機関及び関係機関と協力しなければならない。

規則33

本規則は、ID1、ID2、ID3、ID4、ID5、ID6、ID7、ID8、ID9及びID10の適用に関する付属書類に包含されている。

第3節 最終規定

規則34

本規則と矛盾する規定は，無効とみなす。

規則35

内閣官房長官，長官，事務局長，センター長，産業財産権の部門の長官，省内全部署の法務部門の長，市/州の工業科学技術革新部門の長及び関係者又は法人は，署名の日から本規則の効果的な施行に対して責任を負うものとする。